

令和2年度 大東市教育委員会 12月 臨時 会 会 議 録

1. 開催年月日

令和2年12月4日（金） 午前12時45分～午後1時00分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（4名）

- ・ 教育長 水野 達朗
- ・ 教育長職務代理者 太田 忠雄
- ・ 教育委員 田中 佐知子
- ・ 教育委員 齊藤 めぐみ

4. 出席説明員（7名）

- ・ 学校教育部長 北田 吉彦
- ・ 学校教育部指導監 伊東 敬太
- ・ 生涯学習部長兼総括次長 馬場 弘行
- ・ 学校教育部総括次長兼教育政策室長兼課長 佐々木 由美
- ・ 学校教育部教育政策室課長 杉谷 明子
- ・ 生涯学習部生涯学習課長 平岡 健一郎
- ・ 学校教育部教育政策室課長補佐 岡田 健嗣

5. 傍聴者 0名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第37号
大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する
条例の制定に関する意見聴取について
- 日 程 第 3 教委議案第38号
教育委員会会議のオンライン会議システムの活用に
ついて

7. 議案書

教委議案第37号

大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に関する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第2項の規定により、大東市議会議長から、「大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」を制定するにあたり意見聴取があり、同意するにつき、大東市教育委員会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

令和2年12月大東市議会定例会に上程されている議案第125号「大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について」の議決をするにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第2項の規定による意見聴取について回答が必要なため、本案を提出するものである。

議案第125号

大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について

大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のとおり制定する。

令和2年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

教育に関する事務の一部について、市長が管理し、及び執行するため。

大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（案）

令和 年 月 日

条 例 第 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

(1) 次に掲げる社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。

ア 大東市立野外活動センター条例（昭和60年条例第5号）に規定する大東市立野外活動センター

イ 大東市立総合文化センター条例（昭和61年条例第13号）に規定する大東市立公民館

ウ 大東市立生涯学習ルーム条例（平成11年条例第24号）に規定する大東市立まなび北新、大東市立まなび泉及び大東市立まなび南郷

エ 大東市立生涯学習センター条例（平成17年条例第18号）に規定する大東市立生涯学習センター

オ 大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例（平成23年条例第6号）に規定する大東市立ふれあいルーム

(2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

(3) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

(4) 文化財の保護に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に効力を有する教育委員会により行われた許可その他の行為又はこの条例の施行の日前に教育委員会に対して行われた申請その他の行為で、この条例の規定に基づき市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後に

において、市長により行われた許可その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

(大東市立野外活動センター条例の一部改正)

3 大東市立野外活動センター条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条及び第6条中「委員会」を「市長」に改める。

第7条第1項第5号中「委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「委員会の」を「市長が別に」に改める。

第19条第3項中「委員会」を「市」に改める。

第20条中「委員会が別に」を「規則で」に改める。

(大東市立総合文化センター条例の一部改正)

4 大東市立総合文化センター条例の一部を次のように改正する。

第4条中「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条、第7条及び第8条中「委員会」を「市長」に改める。

第9条中「各号の」を「各号に掲げる」に、「委員会」を「市長」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に、「若しくは停止し、又は」を「又はその使用の停止若しくは」に改め、同項第4号中「委員会」を「市長」に改める。

第11条第1項中「次条のいずれかに該当する」を「、次条第2項各号のいずれかの行為をしている」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に、「これを」を「、使用者にこれを」に改める。

第12条第1項、第13条及び第14条中「委員会」を「市長」に改める。

第16条第1項中「委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改め、「設備」の次に「を設けること」を加える。

第17条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第18条第2項中「委員会」を「、市長」に改める。

第19条中「委員会は一切」を「市長は、一切」に改める。

第20条中「委員会」を「市長」に改める。

第21条第1項第5号中「委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「利用料金を」

を「使用料の額を」に改め、「得て」の次に「その額を」を加え、同条第3項中「委員会の」を「市長が別に」に改め、同条第4項中「第4条から第19条」を「第4条から第19条まで」に、「まで及び」を「及び」に、「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に、「委員会が」を「市長が」に、「委員会の」を「市長の」に、「委員会」とあるのは」を「市長」とあるのは」に改める。

第22条の3及び第22条の4中「委員会」を「市長」に改める。

第22条の5第2項中「第22条の3及び前条」を「前2条」に、「委員会」を「市長」に改める。

第25条中「委員会」を「市長」に改める。

第26条第1項中「第22条（第9条を除く。）まで」を「第22条まで（第9条を除く。）」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に、「「使用料」を「同項中「使用料」に改める。

第27条中「委員会」を「市長」に改める。

第28条第2項中「委員会」を「市長」に、「使用料」を「前項の使用料」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前2項に定めるもののほか、駐車場の使用について必要な事項は、規則で定める。

第29条第2項中「第27条及び前条」を「前2条」に、「委員会」を「市長」に改める。

第30条中「委員会が別に」を「規則で」に改める。

別表附属設備等の項中「別に委員会が」を「規則で」に改める。

(大東市立文化情報センター条例の一部改正)

5 大東市立文化情報センター条例（平成3年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条中「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) センターを使用する者がいない日

第6条第1項中「設備」を「附属設備」に、「委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「前項の使用は」を「市長は、センターの施設及び附属設備について」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第7条中「委員会」を「市長」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に、「又はその使用を制限し、若しくは停止し、又は」を「若しくはその使用を制限し、又はその使用の停止若しくは」に改め、同項第5号中「委員会」を「市長」に改める。

第8条の2各号列記以外の部分中「委員会は、次の」を「市長は、次の各号の」に改め、同条第3号中「委員会」を「市長」に改める。

第9条の2第1項及び第2項、第11条、第12条、第14条第2項並びに第15条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第16条第1項及び第2項第5号中「委員会」を「市長」に改め、同条第4項中「委員会の」を「市長が別に」に改め、同条第5項中「前条」を「前条まで」に、「までの規定」を「の規定」に、「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に、「委員会が」を「市長が」に、「委員会の」を「市長の」に、「委員会」とあるのは「市長」とあるのは」に、「第15条第2項」を「前条第2項」に改める。

第18条中「センター」を「この条例の施行」に、「委員会が別に」を「規則で」に改める。

（大東市立生涯学習ルーム条例の一部改正）

6 大東市立生涯学習ルーム条例の一部を次のように改正する。

第3条中「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条、第5条第1項及び第2項並びに第6条中「委員会」を「市長」に改める。

第7条第1項各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に、「又はその使用を制限し、若しくは停止し、又は」を「若しくはその使用を制限し、又はその使用の停止若しくは」に改め、同項第4号中「委員会」を「市長」に改める。

第8条、第10条、第11条、第13条第1項及び第2項、第14条第2項並びに第15条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第16条第1項及び第2項第4号中「委員会」を「市長」に改め、同条第4項中「委員会の」を「市長が別に」に改め、同条第5項中「第5条から第11条」を「第5条から第11条まで」に、「まで、第13条、第14条及び前条」を「及び前3条」に、「委員会」を「市長」に改める。

第18条中「委員会が別に」を「規則で」に改める。

別表中「、第16条」及び「基本料金表」を削る。

(大東市立生涯学習センター条例の一部改正)

- 7 大東市立生涯学習センター条例の一部を次のように改正する。

第4条中「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条、第6条、第14条、第15条及び第17条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第18条第3項中「委員会」を「市」に改める。

第19条第1項第5号及び同条第3項中「委員会」を「市長」に、同条第4項中「委員会の」を「市長が別に」に改める。

第21条中「委員会が別に」を「、規則で」に改める。

(大東市体育施設条例の一部改正)

- 8 大東市体育施設条例（平成17年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条中「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条第1項、第6条、第14条第1項及び第18条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第19条第3項中「委員会」を「市」に改める。

第20条第1項第5号中「委員会」を「市長」に改める。

第22条中「委員会が別に」を「規則で」に改める。

(大東市文化財保護条例の一部改正)

- 9 大東市文化財保護条例（平成18年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条中「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第6条第1項から第3項まで及び第6項並びに第7条第1項、第4項及び第5項中「委員会」を「市長」に改める。

第8条第1項中「並びに大東市教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）及び委員会」を「及び規則並びに市長」に改め、同条第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第9条第1項及び第2項並びに第10条中「委員会」を「市長」に改める。

第11条中「委員会」を「市長」に、「委員会規則」を「規則」に改める。

第12条第2項及び第3項中「委員会」を「市長」に改める。

第13条第1項中「市」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第14条中「市」を「市長」に改め、同条第1号中「委員会規則」を「規則」に改める。

第15条第1項及び第2項中「委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「市」を「市長」に改める。

第16条第1項中「市が」を「市長が」に改め、同条第2項中「市」を「市長」に、「委員会が」を「市長が別に」に改め、同条第3項中「市は」を「市長は」に改める。

第17条第1項中「委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会規則」を「規則」に改め、同条第3項及び第4項中「委員会」を「市長」に改める。

第18条第1項中「委員会は」を「市長は」に、「委員会が」を「市が」に改め、同条第2項及び第3項中「委員会」を「市長」に改め、同条第5項中「委員会は」を「市長は」に、「委員会の」を「その」に改める。

第19条の見出し中「もの」を「者」に改め、同条第1項中「もの」を「者」に、「委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第20条、第21条第1項、第22条第1項から第3項まで、第6項及び第7項並びに第23条第1項、第2項、第6項及び第7項中「委員会」を「市長」に改め、同条第8項中「すべて」を「全て」に、「委員会」を「市長」に改め、同条第9項中「委員会」を「市長」に改める。

第24条中「委員会規則」を「規則」に、「委員会」を「市長」に改める。

第25条第1項中「委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「市」を「市長」に、「もの」を「者」に改める。

第26条中「委員会」を「市長」に、「もの」を「者」に改める。

第27条第1項及び第2項中「委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「委員会」を「市」に改め、同条第4項中「市」を「市長」に改める。

第28条第1項、第29条第1項及び第7項並びに第30条第1項及び第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第32条第1項中「委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「市」を「市長」に、「もの」を「者」に改める。

第33条中「委員会」を「市長」に、「もの」を「者」に改める。

第34条第1項中「委員会」を「市長」に改める。

第35条第1項中「委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「市」を「市長」に改

める。

第36条第1項及び第37条第1項中「委員会」を「市長」に改める。

第38条第1項中「並びに委員会規則及び委員会」を「及び規則並びに市長」に改める。

第39条中「委員会」を「市長」に改める。

第41条第1項中「委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会規則」を「規則」に改め、同条第4項中「委員会」を「市長」に改める。

第43条第1項中「委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「委員会」を「市」に改める。

第44条第1項中「委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に、「もの」を「者」に改める。

第45条第1項及び第2項中「委員会」を「市長」に改め、同条第5項中「すべて」を「全て」に、「委員会」を「市長」に改める。

第47条中「委員会」を「市長」に、「もの」を「者」に改める。

第48条第1項中「委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「委員会規則」を「規則」に改める。

第49条中「委員会」を「市長」に改める。

第50条中「委員会が別に」を「規則で」に改める。

第52条中「委員会」を「市長」に改める。

(大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例の一部改正)

10 大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例の一部を次のように改正する。

第4条中「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条及び第6条中「委員会」を「市長」に改める。

第7条第1項第5号中「委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「委員会の」を「市長が別に」に改める。

第9条第2号中「第20条各号」を「第20条第1項各号」に改める。

第16条第1項中「委員会」を「市長」に改める。

第18条第1項中「より」の次に「、体育館施設等のうち」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の場合における体育館の使用についての利用料金は、無料とする。

第18条に次の1項を加える。

- 3 前2項に定めるもののほか、第1項の場合における体育館の使用に関し必要な事項は、規則で定める。

第22条第1項及び第26条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第30条中「第18条中「体育館」とあるのは「グラウンド」を「第18条第1項中「体育館施設等のうち、体育館」とあるのは「グラウンド施設等のうち、グラウンド」と、同条第2項及び第3項中「体育館」とあるのは「グラウンド」に改める。

第36条第3項を次のように改める。

- 3 前2項に定めるもののほか、駐車場の使用について必要な事項は、規則で定める。

第37条中「委員会が別に」を「規則で」に改める。

別表第1第1号から第3号までの規定中「別に委員会が」を「規則で」に改める。

(大東市立堂山古墳群史跡広場条例の一部改正)

- 1 1 大東市立堂山古墳群史跡広場条例（平成24年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条から第8条まで（第7条第3項を除く。）の規定中「委員会」を「市長」に改める。

第9条第1項及び第2項第3号中「委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「委員会の」を「市長が別に」に改め、同条第4項中「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に、「委員会が」を「市長が」に、「委員会の」を「市長の」に、「規定中「委員会」を「規定中「市長」に改め、「第7条第3項中「委員会」とあるのは「委員会及び指定管理者」と」を削る。

第11条中「委員会が別に」を「規則で」に改める。

(大東市附属機関条例の一部改正)

- 1 2 大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部に次のように加える。

大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会	飯盛城跡の調査、保存、整備、活用等についての調査審議に関する事務	5人以内
-----------------------	----------------------------------	------

別表教育委員会の部大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会の項を削る。

令和3年4月 機構改革（案）

- ・議案第124号 大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第125号 大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について

目的

- ・GIGA スクール構想をはじめとする教育分野へのICTの積極活用など、多様な教育施策を効果的に展開
- ・飯盛城跡国史跡指定やオリンピック・パラリンピックに向けた取組、コロナ禍における産業経済施策、効果的な情報発信など、歴史文化・スポーツ、産業経済、魅力発信を一体的に実行し、相乗効果を生み出す
- ・市長部局をシンプルな組織とし、効率的・効果的に施策展開を行う

内容

①政策部門一元化による効率化や、政策形成の迅速化

- ・戦略企画部と政策推進部を統合し、政策推進部内に戦略企画課を設け、各種戦略や計画作成、庁内総合調整、全世代地域市民会議の活動促進、組織機構等を所管
- ・財務政策室を財政課に改め、財政運営に注力し、広報広聴をグループから課に変更

②課等の集約による組織のスリム化

- 総務課の一部と契約課、納税課と債権整理回収課、自治推進室と生活安全課を一本化

③時代に適合した組織変革

- ・街づくり部を都市整備部、都市政策室住宅都市政策課を都市政策課に改称し、都市政策室駅周辺整備推進課を都市整備室駅周辺整備課へと改める

④歴史文化・スポーツ、産業経済、魅力発信の一体化

- ・新たに産業・文化部を設置し、政策推進部から産業経済室、戦略企画室から都市魅力観光Gを課として移行、また、生涯学習部から生涯学習課の一部とスポーツ振興課を移行

⑤教育施策の充実

- ・学校教育部を教育総務部に改称し、生涯学習課の一部と、従来は教育政策室内のグループであった組織を教育総務課、家庭・地域教育課とし、新たに学校教育政策部を設け、指導・人権教育課、企画・教職員課とする。また、教育研究所を学校教育政策部直轄の機関とする。
- ・学校教育におけるICT技術の積極活用を推進するICT教育戦略課を新設

施行日

この条例は令和3年4月1日から施行する

令和3年4月 機構改革案について

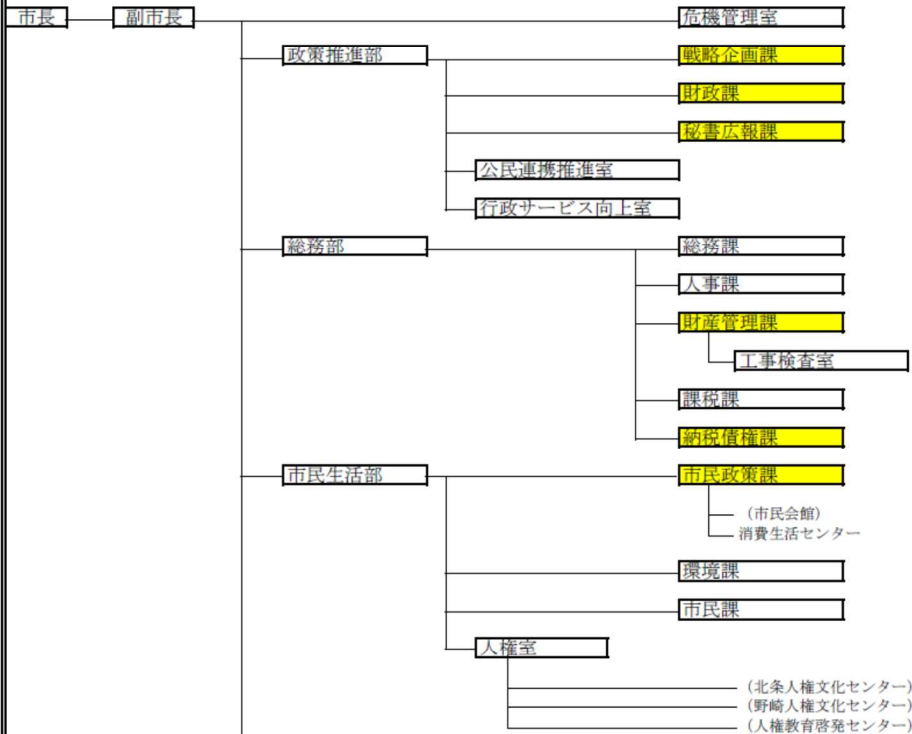
- ・議案第124号 大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例案
- ・議案第125号 大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例案

議案第124号、第125号資料

変更箇所のみ抜粋

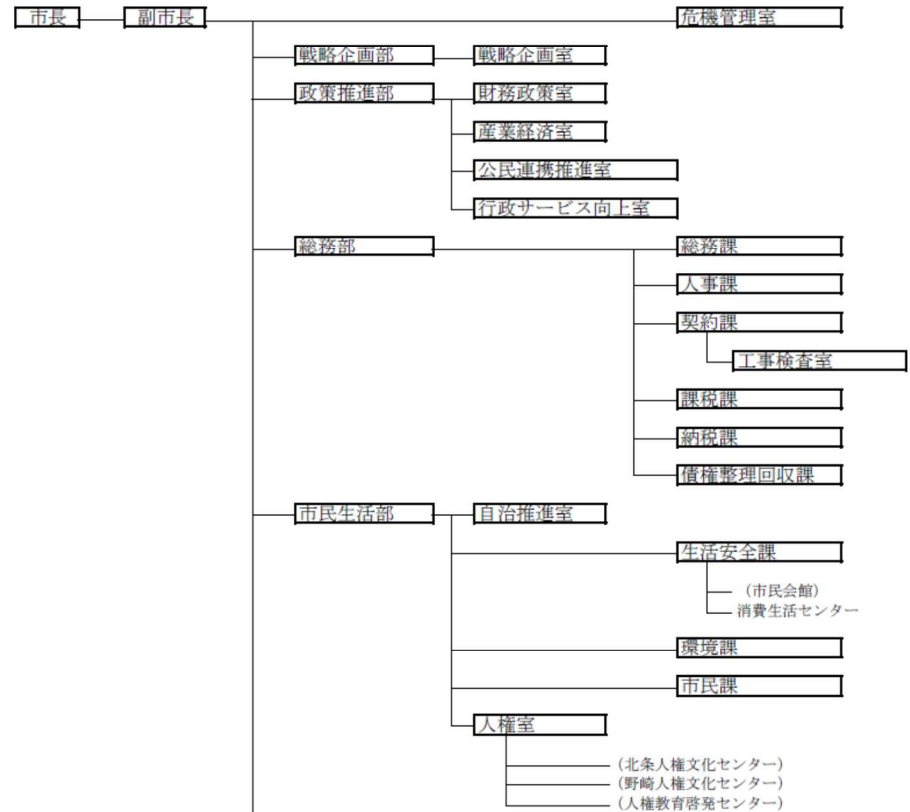
組織機構図(案) (令和3年4月1日)

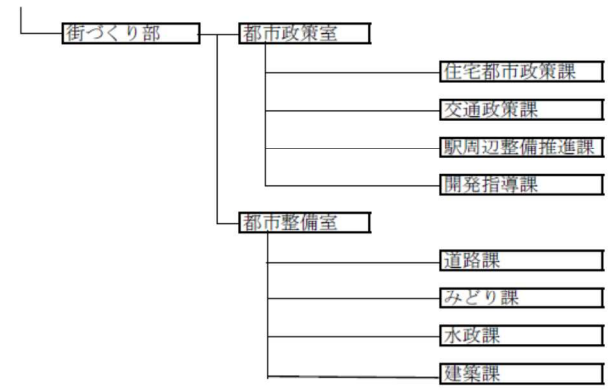
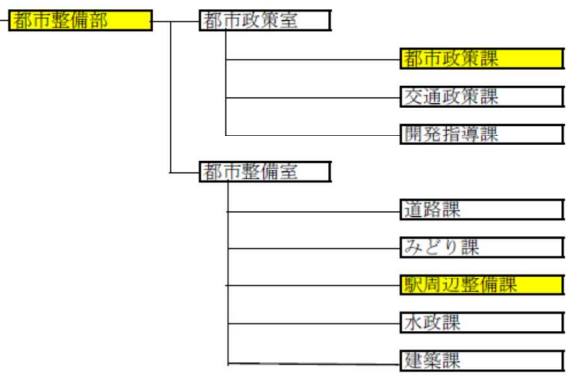
※()内は、指定管理者・業務委託など職員を配置していない施設
 ※2 各施設は、事務の所管課に張り付けている

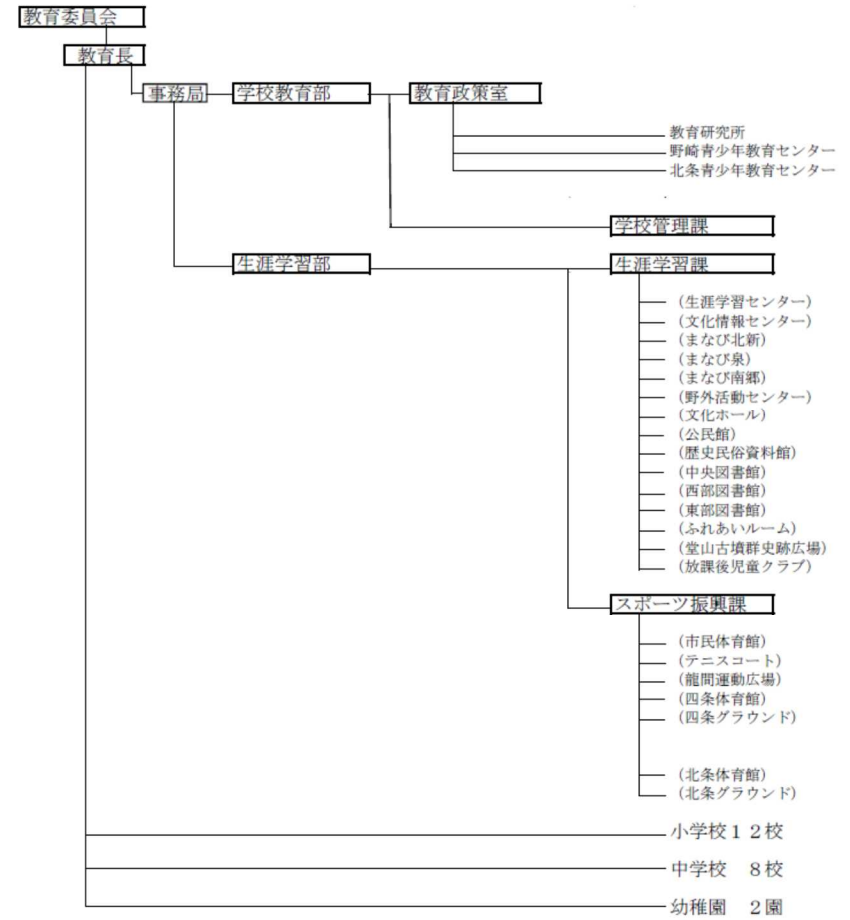
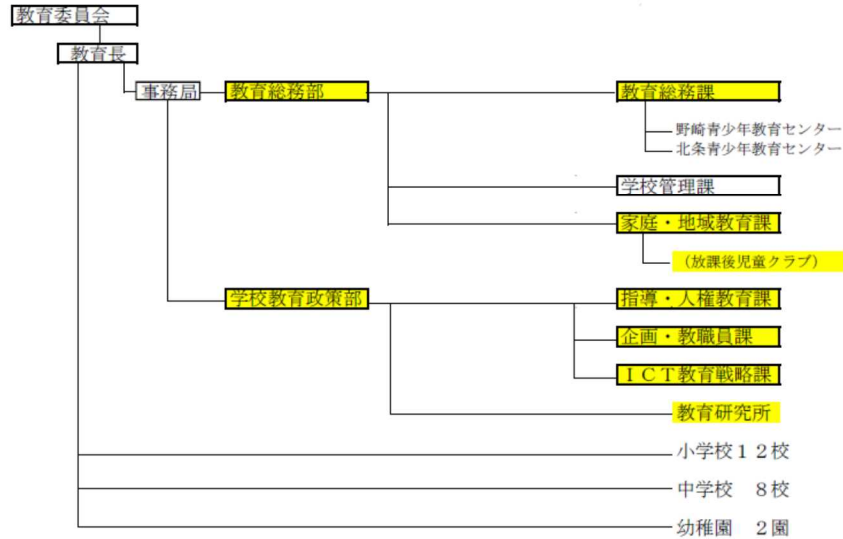
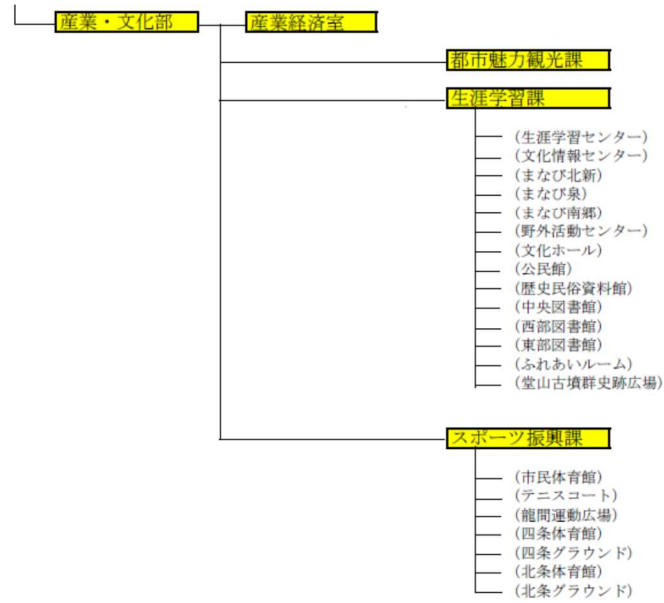


組織機構図 (令和2年8月1日)

※()内は、指定管理者・業務委託など職員を配置していない施設
 ※2 各施設は、事務の所管課に張り付けている







教委議案第 38 号

教育委員会会議のオンライン会議システムの活用について

教育委員会会議のオンライン会議システムの活用について、大東市教育委員会
会議規則第 10 条に基づき委員会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 4 日提出

大東市教育委員会

教育長 水 野 達 朗

理 由

オンライン会議システムを活用した教育委員会会議の開催及び議決を認める
文部科学省からの通知を受け新型コロナウイルス感染症への対応等や通常時に
においても対応を可能とするため。

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、オンライン会議システム等を活用して総合教育会議及び教育委員会の会議を開催する場合における文部科学省としての考え方についてまとめましたので送付します。



2 初初企第 17 号
令和 2 年 7 月 28 日

各都道府県・指定都市総合教育会議担当課長 殿
各都道府県・指定都市教育委員会総務担当課長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

浅野 敦 行



(印影印刷)

オンライン会議システム等を活用した総合教育会議及び教育委員会の会議
の開催について（通知）

近時、新型コロナウイルス感染症への対応として、可能な限り接触機会を低減させるため、オンライン会議システム等を活用して総合教育会議や教育委員会の会議を開催する必要性が高まっているところです。

今般、このことについて、下記のとおり文部科学省としての考え方をまとめましたので、総合教育会議等の運営に当たり、これを参考としてくださいますようお願いします。

このことについて、都道府県総合教育会議担当課長におかれては域内の市（政令指定都市を除く。以下同じ。）区町村に対し、都道府県教育委員会総務担当課長におかれては域内の市区町村教育委員会に対して周知くださいますようお願いします。

記

1. オンライン会議システム等を活用した会議の開催について

合議体として、複数の構成員が相互に、自由、率直に意見を交換し合うことによって、適切に意思決定を行うことができる限り、必要に応じ教育委員会規則等の整備を図った上で、オンライン会議システムやテレビ会議システムを活用して総合教育会議や教育委員会の会議を開催することも可能と考えること。

その場合、例えば、会議の構成員の全員又は一部がオンライン会議システム等を利用して会議に出席する方法が考えられること。

また、この場合の出席については、構成員がオンライン会議システム等を利用して発言等ができる状態になること、議決については、構成員がオンライン会議システム等を利用して任意の方法により表決に加わり、議事を決することなどとして考えることができること。

2. 会議の公開について

オンライン会議システム等を活用して開催する総合教育会議等の公開については、会議の資料及びオンライン会議システム等の映像と音声を同時にインターネット上で配信することなどにより行うことが考えられること。

また、会議を対面の方法により行う場合であっても、傍聴を希望する者に対しては、会議の様相をインターネット上で配信することにより公開することも考えられること。

なお、会議の様相を録画したものを後日配信することによって公開したものとする点については、元来会議はそれを傍聴させることにより公開されるものであることを踏まえ、慎重に判断する必要があること。

3. 議事録の作成と公表について

会議の議事録については、その閲覧を希望する者による検索を容易にする観点等から、会議の様相を録画したものが公開され、ホームページ上等で継続的に閲覧できる状態であったとしても、適切に作成し、公表するよう努める必要があること。

なお、音声認識技術の活用により議事録作成に係る作業の効率化を図るなどの工夫も考えられること。

4. オンライン会議システム等を活用して会議を開催する場合の留意点について

オンライン会議システム等を活用して総合教育会議等を開催する場合には、以下の点に留意すること。

- ・ 通信障害等により議事の進行に障害が生じた場合における対応をあらかじめ検討し、必要に応じ代替手段を確保しておくこと。
- ・ 非公開とすべき議事の情報について、誤り又は不正なアクセスにより漏えいすることのないよう、また、不正なアクセスにより議事が妨害されることのないよう、地方公共団体の情報セキュリティポリシーにのっとり適切な対策を講じること。
- ・ 会議の資料とする著作物について、公衆送信権等の著作権の取扱いに留意すること。

5. 通常時におけるオンライン会議システム等を活用した会議の開催について

オンライン会議システム等を活用して総合教育会議等を開催することについては、今般の新型コロナウイルス感染症への対応という目的以外にも、例えば遠隔地にいる構成員の参加を容易にすることなどにも資することが考えられるところであり、通常時においても、上記1から4に留意して行うことも考えられること。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係
TEL：03-5253-4111（内線4678）

8. 会議録

水野教育長

それでは、12月の教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の教育委員会の出席状況について報告をよろしく申し上げます。

北田部長

本日の出席は教育長及び教育委員3名、合計4名でございます。

水野教育長

それでは、議事に入ります。

日程第1「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、太田委員によりお願いいたします。

次に、日程第2 教委議案第37号「大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に関する意見聴取について」について、提案理由の説明をお願いいたします。

杉谷課長

日程第2 教委議案第37号「大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に関する意見聴取について」ご説明申し上げます。

令和2年12月大東市議会定例会に上程されています議案第125号「大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について」の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第2項の規定により、議決前に、議会から教育委員会への意見聴取が必要なため、提出させていただいたものでございます。

本条例制定につきましては、令和3年4月の機構改革案の実施に伴うもので、教育委員会が所管する事務の一部について、市長が管理し、及び執行するため、その内容を定めるものでございます。

まず初めに、機構改革の具体的な内容につきましては、A4版の資料をご覧ください。既に、10月定例会におきまして、財務政策室より「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定による意見聴取」においてご説明しておりますので、概要のみとさせていただきます、「目的」「内容」「施行日」とも、前回10月定例会時の説明と同様でございます。

要点としまして3点でございます。①教育委員会をICTや家庭教育支援といった様々な教育をより効果的に実践できる組織といたします。②文化・文化財・スポーツ関連につきましては、観光や産業分野との融合、強力な魅力発信といった形で発展させていきます。③補助執行という手段を用い、社会教育団体との連携や、教育施設、学童保育等の運営について、円滑かつ効率的に進めてまいります。

A3縦の資料、次のページをご覧ください。こちらが機構改革後の組織機構図でございます。対象となる部のみ抜粋して掲載しています。資料左側が機構改革後の組織図となっており、変化のあるところのみ、網掛けで示しております。前回10月定例会時との変更はございません。

そして、このたび上程しています本条例についてですが、本日追加でお配りしています。次に掲げる教育に関する事務について、市長が管理し、及び執行することとしています。

大東市立野外活動センター条例に規定する「大東市野外活動センター」、

大東市立総合文化センター条例に規定する「大東市立公民館」、大東市立生涯学習ルーム条例に規定する「大東市立まなび北新、大東市立まなび泉及び大東市立まなび南郷、大東市立生涯学習センター」、大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例に規定する「大東市立ふれあいルーム」、スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）、文化に関すること、文化財の保護に関することとしております。

本条例は、令和3年4月1日から施行するものとし、経過措置として、条例の施行日前に教育委員会に対して行われた申請その他の行為で、この条例の規定に基づき市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものにつきましては、同日以後において、市長により行われた許可その他の行為または市長に対して行われた申請その他の行為とみなすものとしております。

以上が条例案の主な内容でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

水野教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。前回の意見聴取から特に変更はないということです。

無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

水野教育長

それではこの案件に関しまして承認とします。

次に、日程第3 教委議案第38号「教育委員会会議のオンライン会議システムの活用について」について、提案理由の説明をお願いいたします。

杉谷課長

日程第3 教委議案第38号「教育委員会会議のオンライン会議システムの活用について」提案理由をご説明申し上げます。

文部科学省よりオンライン会議システム等を活用した総合教育会議及び教育委員会の開催について通知があり、新型コロナウイルス感染症予防の観点から有用であり、更に、災害時、平時においても、オンライン会議の活用を「必要に応じ教育委員会規則などの整備を図った上で」認めるという方向性が出ております。

事務局としましても、現在のままでは、定例会において皆さまにお集まりいただき議決をとるスタイルとなりますが、オンライン会議システムを活用した教育委員会会議の開催を通常の会議実施とみなすことが可能となることで、この度のような急な臨時会の開催や、新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大の状況下におきまして、今後、より柔軟かつ機能的に対応できると考えており、オンライン会議の運用、取扱いについて進めて参りたいと考えております。このことから、大東市教育委員会会議規則第10条に基づき、「この規則に定めるもののほか、会議の議事録の作成等及び会議その他委員会の議事の運営に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って定める」とあることから、オンライン会議システムを活用について、委員会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。

水野教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

Wi-Fi 環境についてですが、モバイルルーターで対応するのか、新しく何

か整備を検討していくのか、現段階での状況を教えてください。

杉谷課長

詳細につきましては、今後、詰めていく予定にしております。改めてお示しさせていただきます。

水野教育長

オンラインでは、知る権利の関係から、傍聴についてのことがよく言われますが、原則としては事務局のこの開催のスタイルは変わらず、委員の皆さんがそれぞれご自宅等から参加される。傍聴される方は、こちらへ来られれば、傍聴の権利も保証されるという理解でよろしいですか。

杉谷課長

想定されますのは、理事者側はこちらに出席し、委員の方でお越しいただけない場合にオンラインで遠隔からご参加いただく予定ですので、傍聴の方はこちらでご対応できると思います。

田中委員

非公開に関して、詳しく教えていただきたいのですが、勤務先から参加することが考えられますが、その場合、どういうところで行うなど、条件を決めておかれた方が良くと思います。

杉谷課長

開催時間によっては、勤務時間の中であれば、勤務を一旦外れていただき、教育委員としての業務に携わっていただくことになると思います。どういう環境が良いかにつきましても、個別に状況が異なると思いますので、ご相談させていただきたいと思います。

水野教育長

無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

水野教育長

それではこの案件に関しまして承認とします。

各教育委員からご意見等いただけますか。

太田委員

コロナ禍の状況が厳しくなる中、学校現場での対応も統一性を図らなければいけません。陽性者が出た時の人権問題については、それぞれに対応が変わってくるかと思えます。中には無理を申される方もおられるかもしれませんが、教育委員会をはじめ、各学校現場でも対応について十分留意するように通知頂きたいと思えます。

田中委員

この様な状況にあっても、教育活動は止まることのないように、よろしくお願い致します。あと、コロナに関して、オンライン授業があるかと思えますが、新型インフルエンザ等コロナ以外での出席停止についてもどう扱っていくのか、検討されましたら、また教えてください。

水野教育長

以上をもちまして、12月の教育委員会臨時会を終了いたします。

以上

令和2年12月24日

水野教育長

太田委員